

選挙管理委員会 必携



# 選挙関係 質疑応答集



[解説付]



## はじめに

公職選挙法は、公職に就くべき者を選出する手続き、選出に当たって行う選挙運動のルール、それに違反した場合の罰則、選挙の結果に対する不服の申出など様々な分野を対象にしています。特に、選挙運動は、無制限に自由にすると、財力、威力、権力などにより公正な選挙が行われなくなるおそれがあることから、手段、方法や使用できる金額などについて規制するための規定が定められています。また、選挙管理についても、一票に託された有権者の声を正確に反映させるため、様々な規定が置かれています。

しかし、これらの規定は、広範で多岐にわたり、内容も複雑なことから、実際に選挙運動を行う候補者・運動員や選挙管理委員会職員などの選挙関係者においても、なかなか理解されにくい面があるといっ

てよいでしょう。

この点、全国市区選挙管理委員会連合会発行の「選挙時報」には、公職選挙法の解釈や運用について、長年にわたり質疑応答が掲載されてきました。これらは候補者・運動員や選挙管理委員会から寄せられた実際の質疑がベースとされ、公職選挙法の理解を深める手だてとなってきました。本書は、この質疑応答を基に、より現状に即してアップデートし、選挙関係者の皆様のお役に立つよう編纂したものです。

本書が幅広く公職選挙法の理解を深めるための一助となることを願ってやみません。

令和3年5月

株式会社 国政情報センター

# 目 次

## I 選挙運動編

---

### 選挙事務所等

---

- 01 選挙事務所の態様 ..... 14
- 02 事務所の移動制限 ..... 14
- 03 事務所を移動した場合の文書図画の掲示 ..... 15

### 選挙運動用自動車

---

- 01 選挙運動用自動車の種類 ..... 17
- 02 三輪のミニカー ..... 18
- 03 自動二輪車 ..... 19
- 04 1 ナンバーの自動車 ..... 21
- 05 8 ナンバーの自動車 ..... 23
- 06 キャンピング車 ..... 25
- 07 借入れの費用 ..... 27
- 08 自動車使用の公営 ..... 28
- 09 公費負担される場合の選挙運動費用の扱い ..... 30
- 10 運転手の契約形態 1 ..... 30
- 11 運転手の契約形態 2 ..... 31
- 12 運転手の契約形態 3 ..... 32
- 13 運転手の契約形態 4 ..... 33

### 手紙・はがき

---

- 01 投票依頼の手紙 ..... 34
- 02 個人名を記載しないはがきの送付 ..... 34
- 03 「御家族御一同様」と記載しての送付 ..... 35
- 04 信書を掲示板に掲示する行為 ..... 36
- 05 くじ付き暑中見舞いの送付 ..... 37
- 06 推薦に対するお礼状の送付 ..... 38

---

## ビラ

---

01	記載内容の制限	39
02	選挙運動用ビラと政治活動用ビラの形態の相違	39
03	ビラの形態	40
04	両面印刷されたビラ	40
05	ビラの共同使用	41
06	回収してからの再頒布	41
07	新聞販売店の配達員による選挙の自由妨害罪	41
08	頒布責任者および印刷者の氏名	42
09	地域によって異なるビラの頒布	42
10	名簿登載者の使用する文書図画	43
11	落選運動のビラ	44
12	「わたる」における主従の判定	47
13	確認団体のビラの頒布場所	49
14	公共施設での政治活動用文書図画の頒布	50
15	確認団体のビラの内容 1	51
16	確認団体のビラの内容 2	53
17	確認団体のビラの記号の不記載	58
18	ポスターを縮小した政治活動用ビラ	59
19	確認団体のビラの発行者	59
20	確認団体の文書図画への党首の名前の掲載	60

---

## インターネット

---

01	インターネットでの動画中継	61
02	ウェブサイトの SEO 対策	63
03	有料インターネット広告の掲載	65

---

## 立札・看板・のぼり

---

01	両面使用の場合の数量	67
02	候補者と後援団体が同居している場合の数量	67
03	演説会場外に向けての掲示	68
04	立体感のある立札・看板 1	68
05	立体感のある立札・看板 2	69
06	立体感のある立札・看板 3	71
07	ちょうちんの規格	72
08	回転する看板	73

09	立札・看板の数量 1	74
10	立札・看板の数量 2	75
11	枠を設けて直接記載する場合	75
12	自動車への記載	75
13	党名のみを記載したのぼり	76
14	立札・看板の表示板	77
15	立札・看板の共同使用	78
16	立札・看板の記載内容 1	79
17	立札・看板の記載内容 2	80
18	立札・看板の記載内容 3	80
19	立札・看板の記載内容 4	83
20	立札・看板の記載内容 5	84
21	選挙期間中の掲示	85
22	自動車への看板の掲示	85
23	書籍の宣伝用のぼりの掲示	86
24	掲示責任者の氏名	87

---

## ポスター

---

01	選挙運動用自動車への掲示	88
02	選挙当日の再掲示	88
03	参議院比例代表選挙におけるポスターの裏打ち	89
04	事務所の窓ガラスへの掲示	92
05	ポスターの組み合わせ	93
06	政党の掲示板での掲示	95
07	演説会の開催中使用するポスター	96
08	自治体が管理している建物での掲示	97
09	公営住宅での掲示	98
10	不在者投票施設での掲示	98
11	投票所での掲示	99
12	告示後の撤去	100
13	違法掲示ポスターの撤去	100
14	ポスターの修正 1	103
15	ポスターの修正 2	104
16	後援団体の構成員であることの表示	105
17	裏打ちポスターの掲示 1	107
18	裏打ちポスターの掲示 2	107
19	個人の政治活動用ポスター 1	108
20	個人の政治活動用ポスター 2	110

21	個人の政治活動用ポスター 3	114
22	個人の政治活動用ポスター 4	118
23	後援団体と支部	121
24	後援団体の略称	121

---

## その他文書図画

---

01	ファクシミリによる文書の頒布	122
02	風船に名札を吊下げて飛ばす行為等	123
03	シンボルカラーとシンボルマーク	124
04	はちまきの着用での選挙運動	125
05	Tシャツの着用	125
06	ワッペン・バッジの着用	126

---

## 新聞広告・機関紙・選挙公報

---

01	名簿届出政党等の新聞広告の掲載	127
02	声明書の掲載 1	129
03	声明書の掲載 2	130
04	継続発行期間の要件	130
05	機関紙の減ページ	131
06	機関紙の内容	132
07	機関紙の頒布	133
08	選挙公報の掲載順位	134
09	電子データによる提出	135

---

## 政見放送等

---

01	録画時の服飾	138
02	ユニホームの着用	138
03	録画後の内容変更	139
04	放送終了後の残余の時間	139
05	停電による再放送	139
06	街頭大型ビジョンの利用	140

---

## 演説会等

---

01	演説会の終了時間	143
02	会場使用時間の範囲	144

03	交互に演説することの可否	144
04	選挙区外での演説	145
05	キャンセルした場合の費用	145
06	演説会場の管理者	146
07	参議院比例代表選挙の名簿登載者が行う演説会	147
08	施設使用の申出の順位	149
09	公営施設の会場使用料	150
10	個々面接	152
11	仮設住宅での演説	153
12	屋内から屋外に向かって行う街頭政談演説	155
13	国会議員の応援演説	156
14	幕間演説	157
15	外部の映像をスクリーンに映写	157
16	選挙区外で演説会の映像公開	158

---

## その他選挙運動・政治活動

---

01	署名運動	160
02	テレホンサービスによる選挙運動	160
03	選挙当日の運動	161
04	選挙当日の範囲	162
05	無投票となった場合の選挙運動	164
06	予備選挙の実施	167
07	満 18 歳未満の者の選挙運動	169

## Ⅱ 選挙費用編

---

### 寄附

---

01	会費の支払い	174
02	立候補届出前に受けた寄附の引継ぎ	175
03	サービス券の提供	176
04	行事に招かれた際の会費	177
05	結婚式での会費	178
06	うちわ・カレンダーの贈呈	178
07	酒食の提供	179
08	冠婚葬祭等の寄附	179
09	移動手段の提供	179



10	市長の寄附	180
11	サイン入り色紙の提供	180
12	給与の返還	181
13	匿名での寄附	181
14	葬儀の際のお布施	182
15	花火大会の提供	182
16	特別会費の出費	183
17	会場の使用料	185
18	表彰状・記念品の授与	186
19	知事名での記念品の贈呈	186
20	理事を務めるNPO 法人の寄附	187
21	候補者の氏名が類推される会社の寄附	187
22	後援団体役員への手当の支給	188
23	寄附の返還	189

---

## 選挙運動員・労務者

---

01	出納責任者の就任要件	191
02	人材派遣会社への委託料	192
03	ビラの頒布への報酬	194
04	選挙運動に使用する労務者 1	196
05	選挙運動に使用する労務者 2	197

## Ⅲ 選挙管理事務編

---

### 選挙管理事務

---

01	受刑者の選挙人名簿への登録	200
02	帰化した外国人住民の選挙人名簿の被登録資格	202
03	「当該選挙の期日現在」について	204
04	選挙人名簿抄本の閲覧の可否	206
05	休日における選挙人名簿の抄本の閲覧	208
06	在外選挙人名簿からの抹消	210
07	在外選挙人名簿から抹消された者が行った在外投票	213
08	繰上投票の期日の変更	215
09	任期満了選挙の繰延投票	216
10	有料老人ホームの不在者投票施設への指定	217
11	介護医療院の不在者投票施設への指定等	219

12	選挙人が死亡した場合等の不在者投票の送致	221
13	投票の効力	223
14	無所属への異動	224
15	政党に所属している者が無所属で立候補した場合	226
16	名簿届出政党等の代表者の氏名	227
17	近接した2つの選挙に立候補する場合1	227
18	近接した2つの選挙に立候補する場合2	228
19	所属政党以外からの推薦候補者	230

## 凡 例

「選挙時報」の掲載号と発行年月

関係条文

手紙・はがき01 投票依頼の手紙

法第142条(16巻9号 1967年10月)

Q

選挙人が、友人・知人等に対して他の用件で1通の手紙を差し出す場合、その選挙人の支持する候補者のために投票依頼の事項を付け加える程度であれば、選挙運動のために頒布する文書とはいえ、法第142条違反とならないものと思いますが、どうでしょうか。

A

投票依頼の文言を添書きした手紙も選挙運動のための文書ですから、これを頒布すれば、法第142条の違反となります。

「頒布」とは、多数人に配布することをいうものと解されていますが、選挙運動の手段としてこのような行為をすると、実際には違反となることが多くみられます。

- 法令名については以下の略称を用いています

法……………公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令……………公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

規則……………公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）



---

---

# I

## 選挙運動編

---

---

## ■ 選挙事務所等

### 選挙事務所等01 選挙事務所の態様

法第130条、第141条(16巻9号 1967年10月)

Q

バス1台を逐次空き地に移動(移動時看板類は撤去)させて、これを選挙事務所として使用する場合、選挙運動用自動車の台数制限にかからないでしょうか。またテントを空き地に設けて選挙事務所とすることはできますか。

A

前段は、主として選挙運動のために使用される自動車と認められる場合には、台数および車種に関する制限を受けます。

後段は、差し支えありません。

### 選挙事務所等02 事務所の移動制限

法第131条(35巻4号 1986年4月)

Q

法第131条第2項に選挙事務所は「1日につき1回を超えて、これを移動することができない」とありますが、公示日に立候補し、選挙事務所を公示日の午前中に設置して、午後に移動した場合には、これに違反しますか。

A

違反しません。

昭和56年(1981年)の法改正により、選挙事務所は、当該選挙事務所ごとに、1日につき1回を超えて移動することができないものとされました。

これは、地域によっては選挙事務所を頻繁に移動して、そのつど開所式等を催し、法により禁止されている飲食物の提供まがいの行為が行われるといった傾向が見受けられました。これを放置しておくことは選挙に金がかかる原因にもなり、また不法な選挙運動を助長する結果になると考えられたためです。

「移動」には「廃止に伴う設置」が含まれます。「1日につき1回」とは、1の場所に設置してある選挙事務所を閉鎖し、他の場所にこれを開設するという一連の行為としての移動が1日につき1回行われることをいうものと解されています。質問の場合、午前中最初に設置する行為は1回とは数えず、当該選挙事務所を午後に移動したことが「1回」となります。ですから、法第131条第2項には違反しません。

### 選挙事務所等03 事務所を移動した場合の文書図画の掲示

法第201条の13(37巻4号 1988年4月)

Q

後援団体がその事務所を選挙期間中に移動する場合、すでに掲示してあった候補者の氏名または氏名類推事項を記載した文書図画を移動させて掲示することはできないと思いますが、どうでしょうか。

A

お見込みのとおりです。

法第201条の13第1項第2号によると、政党その他の政治活動を行う団体は、選挙期間中に掲示するすべての立札、看板類には、いかなる名義かにかかわらず、当該選挙区の特定の候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を記載できないとされています。したがって、選挙期間中に候補者の氏名等を冠した名称の後援団体が、法第143条第16項の表示をした立札、看板を事務所に新たに掲示することはできません。しかし、この場合規制の対象となるのは文書図画を選挙期間中に掲示することであり、選挙期日の告示前にすでに

掲示された文書図画をそのまま掲示しておくことまでは含まれません。

そこで、すでに掲示してあった文書図画の掲示場所を移動することはどうか、というのが質問の内容ですが、すでに掲示してある文書図画を移動して設置するのは、効果としては新たな掲示を行うことと同じと解することができます。ですから、質問のようなことはできません。



## ■ 選挙運動用自動車

### 選挙運動用自動車01 選挙運動用自動車の種類

法第141条、令第109条の3(35巻5号 1986年5月)

Q

次の自動車は、町村の議会の議員および長の選挙以外の選挙の選挙運動用自動車として使用できますか。

乗車定員：4人、車種：軽貨物、用途：貨物（乗用）、重量：800kg  
形状：ワンボックス（箱型）長さ319.5cm、幅139.5cm、高さ190cm、上面サンルーフ（開閉自在）  
排気出力：544cc、29馬力  
その他：四輪駆動式自動車

A

使用できます。

主として選挙運動のために使用される自動車については、法第141条および令第109条の3の規定により、使用できる種類が制限されています。

質問は、参議院比例代表選出議員並びに町村の議会の議員および長の選挙以外の選挙に係るものですが、質問の自動車は四輪駆動式で車両重量2トン以下であり、令第109条の3第1項第1号ハに該当することから、サンルーフを閉めている限りは使用できます。

なお、二輪駆動式自動車についてもサンルーフ装備の自動車がありますが、これらについては「上面の全部または一部が構造上開閉できるもの」であり、たとえサンルーフを閉じていても、選挙運動用自動車として使用できません。